

沖縄県立沖縄水産高等学校PTA細則

(目的)

第1条 この細則は、本会会則第25条に基づき運営に関する必要な事項を定めること
によって迅速かつ、円滑なPTA活動に資することを目的とする。

(役員会)

第2条 会長は、本会目的達成のため、役員会を招集することが出来る。

2 役員会は次の者で構成する。

(1) PTA会則第12条の役員のうち、監事を除く役員。

(弔慰金)

第3条 会員（職員の配偶者も含む）及び生徒死亡の際は、3,000円の香典料を支出す
る。2 その他弔慰に際し、必要な費用については、役員会の承認を受けて支出す
る。

(見舞金)

第4条 会員がはなはだしい災難にあったときは、役員会の承認を受けて、5,000円の
見舞金を支出する。

(役員手当)

第5条 本会は、会長、副会長に対し年度末に1回、監査に対し前期・後期監査実施日
に、次のとおり役員手当を支給するものとする。

- | | |
|---------|----------|
| (1) 会長 | 15,000円 |
| (2) 副会長 | 10,000円 |
| (3) 監査 | 3,000円/回 |

(表彰状)

第6条 本会活動に献身的な諸活動をされた会員で、次の条件を満たす者を運営委員会
の承認を得て、総会において表彰する。

- (1) 会長を1期以上、副会長を2期以上、職責を果たした者。
- (2) 沖縄県高等学校PTA連合会の役員を通算2年以上経験した者。
- (3) PTA会員として模範となる功績のあった者。

2 表彰状以外に、記念品を贈呈することができる。

(感謝状)

第7条 本会活動、その他の活動に献身的な功績のある会員並びに下記の事項に該当す
る者に、運営委員会の承認を得て、総会において表彰する。

- (1) 副会長を1期、各種委員長を2期以上職責を果たした者。
- (2) 物心両面の援助者、多額寄付者、その他の功績があった者。

2 感謝状以外に、記念品を贈呈することができる。

(事務職の任命)

第8条 本会会則14条(3)に基づき事務職雇用に関し、次のとおり定める。

- (1) 勤務日 月曜日～金曜日
- (2) 休日 土曜日、日曜日、祝日、祭日、年末年始、他学校に準ずる
- (3) 勤務時間 10時～16時(5時間/日)
- (4) 給与 98,000円/月
- (5) 交通費 5,000円/月
- (6) 勤勉手当 6月:30,000円 12月:80,000円
- (7) 年休 年間10日
- (8) 特別休暇 沖縄水産高等学校行政職員に準ずるものとし、休暇中は無給とする。但し、中途採用の場合、月割りの日数とする。

る。

- 2 雇用に際し、契約書を2通作成し、双方で保管する。
- 3 契約期間は単年度とし、双方合意の上で再雇用を阻まない。
- 4 労働条件の見直しは毎年度当初に行い、会計年度職員(事務職)の勤務条件に照らし合わせ、準ずる内容に変更する。決定は三役で行うものとする。

(委任)

第9条 本会会則及び本細則に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

附則

- 1 本細則は、平成10年5月16日より実施する。
- 2 平成12年5月20日一部改正
- 3 平成13年5月20日一部改正
- 4 平成21年5月17日一部改正
- 5 平成26年5月18日一部改正
- 6 平成29年5月 6日一部改正
- 7 令和 4年3月 1日一部改正

沖縄県立沖縄水産高等学校PTA旅費細則

第1条 この細則は、本会会則第25条に基づき、役員、会員等が活動・目的達成のため、出張する場合の旅費支給に関し必要な事項を定める。

第2条 本会役員、運営委員、評議員、会員が本会の用務及び諸会議や研究大会、研修会等に参加するときは、予算の範囲において旅費を支給する。

2 支給に際しては、別途定める所定の手続きを行い支給する。

第3条 旅費は、交通費、宿泊費、参加費、日当等の実費及び渉外費とする。

第4条 下記の研究大会や諸会議、委員会活動への旅費は次のとおりとする。

2 全国高等学校PTA連合会大会及び九州地区高等学校PTA連合会大会への派遣について。

(1) 交通費	}	大会要項に基づく（ただし最短日程とする）	
(2) 宿泊費			
(3) 参加費			
(4) 日当			2,000円
(5) 渉外費			5,000円/人

3 沖縄県高等学校PTA研究大会及びその他、県内研修会への派遣について。

- (1) 交通費 実費支給
- (2) 宿泊費 実費支給（大会要項・要項に基づく又、最短日程とする）
- (3) 参加費 大会要項・要項に基づく
- (4) 日当 2,000円（ただし最短日程とする）

4 役員会、運営委員会、評議員会、各種委員会への参加交通費について。

- (1) 学校を起点とし、直線距離で10kmまでは1,000円、10km以上20km以内は1,500円とし以後、10kgごとに500円加算する。ただし70km以上は一律4,500円とする。
- (2) 職員の夜間街頭巡視活動等、校外でPTA活動を行う場合1,000円支給する。

第5条 本細則に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

附則

- 1 本細則は、平成 7年5月20日より実施する。
- 2 平成 9年5月18日一部改正
- 3 平成10年5月16日一部改正

4 平成18年5月14日一部改正

5 平成26年5月18日一部改正

6 平成29年5月 6日一部改正

沖縄県立沖縄水産高等学校PTA生徒指導費規定

(目的)

第1条 この規定は、沖縄県立沖縄水産高等学校PTA生徒指導費規定（以下「本規定」という）と称し、本会会則第25条に基づき、本校の生徒指導に係る指導及び教育環境の整備に関し必要な事項を定める。

(経費)

第2条 本規定は、総会の承認を経た金額をもって充てる。

(1) PTA会費のうち、生徒指導費（年額400円）。

(2) 寄付金、銀行利息等雑収入。

(管理)

第3条 本規定に属する現金は、金融機関への預金を原則とする。

2 本経費の支出に際しては、別途定める所定の手続きを行い支給する。

(運用)

第4条 本経費は、第1条の目的に反しない限りにおいて、PTA副会長（副校長または教頭）に一任する。

2 本規定に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

(委任)

第5条 本規定の改廃は、本会会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決をもって定めることができる。

附則

1 本規定は、平成25年5月2日より実施する。

2 平成26年5月18日一部改正

3 平成29年5月 6日一部改正

沖縄県立沖縄水産高等学校PTA図書館運営費規定

(目的)

第1条 この規定は、沖縄県立沖縄水産高等学校PTA図書館運営費規定（以下「本規定」という）と称し、本会会則第25条に基づき、本校の生徒が使用する書籍・機関誌等の充実及び教育環境の整備に関し必要な事項を定める。

(経費)

第2条 本規定は、総会の承認を経た金額をもって充てる。

- (1) PTA会費のうち、図書館運営費（年額 本科 350円、専攻科 350円、専攻科3年 175円）。
- (2) 寄付金、銀行利息等雑収入。

(管理)

第3条 本規定に属する現金は、金融機関への預金を原則とする。

- 2 本経費の支出に際しては、別途定める所定の手続きを行い支給する。

(運用)

第4条 本経費は、第1条の目的に反しない限りにおいて、PTA副会長（副校長または教頭）に一任する。

- 2 本規定に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

(委任)

第5条 本規定の改廃は、本会会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決をもって定めることができる。

附則

- 1 本規定は、平成29年5月 6日より実施
- 2 平成30年4月28日一部改正

沖縄県立沖縄水産高等学校PTA進路指導費規定

(目的)

第1条 この規定は、沖縄県立沖縄水産高等学校PTA進路指導費規定（以下「本規定」という）と称し、本会会則第25条に基づき、本校生徒の進路指導の充実及び教育環境の整備に関し必要な事項を定める。

(経費)

第2条 本規定は、総会の承認を経た金額をもって充てる。

(1) PTA会費のうち、進路指導費（年額 本科、専攻科1・2年 1,500円、専攻科3年 750円）。

(2) 寄付金、銀行利息等雑収入。

(管理)

第3条 本規定に属する現金は、金融機関への預金を原則とする。

2 本経費の支出に際しては、別途定める所定の手続きを行い支給する。

(運用)

第4条 本経費は、第1条の目的に反しない限りにおいて、PTA副会長（副校長または教頭）に一任する。

2 本規定に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

(委任)

第5条 本規定の改廃は、本会会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決をもって定めることができる。

附則

1 本規定は、平成29年5月6日より実施

沖縄県立沖縄水産高等学校PTA生徒派遣費規定

(目的)

第1条 この規定は、沖縄県立沖縄水産高等学校PTA生徒派遣費規定（以下「本規定」という）と称し、本会会則第25条に基づき、県内及び県外で高等学校教育の一環として行われる、教育的諸行事への本校生徒派遣に関し必要な事項を定める。

(派遣)

第2条 本校生徒の派遣は、沖縄県高等学校体育連盟（各競技団体含む）・沖縄県高等学校文化連盟（各協会含む）・沖縄県高等学校野球連盟の主催・共催する競技会・大会等とする。

第3条 県内大会派遣への回数及び要する費用の算定は次のとおりとする。

- (1) 各生徒への派遣費支出は、年4回とする。
- (2) 生徒派遣人数は、大会要項の登録人数とする。
- (3) 交通費は、学校から会場までの、登録人数分往復バス賃の日数分とする、ただし学校車を使用した場合は認めない。
- (4) 離島大会の航空運賃又は船賃、宿泊費等の費用は、大会要項に準ずる。
- (5) 離島大会の派遣日数は大会前日から大会終了の翌日迄とする、ただし試合が早く終了した場合は、速やかに帰る。

第4条 県外大会派遣への回数及び要する費用の算定は次のとおりとする。

- (1) 各生徒への派遣費支出は、年4回とする。
- (2) 生徒派遣人数は、大会要項の登録人数とする。
- (3) 航空運賃、宿泊費等の費用は、大会要項に準ずる。
- (4) 派遣日数は大会前日から大会終了の翌日迄とする、ただし試合が早く終了した場合は、速やかに帰沖する。
- (5) 現地での交通費は、鉄道、バス等の実費とする。
- (6) 本規定の負担は、航空運賃、宿泊費、交通費の総額の5割とする。
- (7) 水産系生徒対象の生徒研究発表大会及び海洋高等学校産業教育意見体験発表会において、九州地区大会出場・全国大会出場する際の県外派遣については、出場する義務があるため、航空運賃、宿泊費、交通費の全額を派遣費から支出する。

(登録料・参加料)

第5条 大会の登録料・参加料及び出品料等は、大会要項に準じ支出する。

(経費)

- 第6条 本規定は、総会の承認を経た金額をもって充てる。
- (1) P T A会費のうち、生徒派遣費（月額 1,000円）。
 - (2) 寄付金、銀行利息等雑収入。

(管理)

- 第7条 本規定に属する現金は、金融機関への預金を原則とする。
- 2 本経費の支出に際しては、別途定める所定の手続きを行い支給する。

(運用)

- 第8条 本経費は、第1条の目的に反しない限りにおいて、PTA副会長（副校長または教頭）に一任する。
- 2 本規定に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

(委任)

- 第9条 本規定の改廃は、本会会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決をもって定めることができる。

附則

- 1 本規定は、平成29年5月6日より実施
- 2 令和5年2月20日一部改正